

令和2年度韓国修学旅行助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港の熊本と韓国を結ぶ国際線定期便の利用定着を図るため、熊本と韓国を結ぶ国際線定期便を利用して海外へ修学旅行を実施する小学校、中学校、高等学校等（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要項に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成事業者は、熊本と韓国を結ぶ国際線定期便を利用して海外へ修学旅行を実施する熊本県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校並びに各種学校とする。

- 2 助成金は、渡航及び宿泊に要する経費に充てなければならない。
- 3 助成金の額は、児童・生徒一人当たり往復5,000円、片道2,500円とする。
なお、引率の教職員等は、助成の対象としない。
- 4 忠清南道への修学旅行を実施する場合の助成金の額は、児童・生徒一人当たり往復8,000円、片道4,000円とする。
- 5 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会が実施する、他の助成事業との重複適用はできないものとする。

(助成金の申請)

第3条 助成を申請する助成事業者は、助成事業実施日から数えて14日前までに、申請書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、要項の施行日から令和2年7月14日までに実施した団体については、申請を行うことができる。

(助成の決定)

第4条 会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の対象として適当と認めるときは、速やかに交付決定をするものとする。

- 2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。
- 3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（別記第2号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第5条 助成事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更、中止、取下げ等の事由が生じたときは、助成金額が減額となる場合を除いて、遅滞なく会長に文書（別記第3号様式）で報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて助成金額の変更、取消しの決定を行うものとする。
- 3 会長は、第2項の決定をしたときは、速やかに助成変更決定通知書（別記第4号様式）を助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 助成の決定を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して30日以内に、実績報告書（別記第5号様式）を会長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第7条 会長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金の確定を行い、助成金確定通知書（別記第6号様式）を助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、助成金請求書（別記第7号様式）を会長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- （1）偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- （2）助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

令和2年度韓国修学旅行助成事業助成申請書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫 様

申請者	住所	〒 -
	学校名 代表者名	印
	電話番号	

令和2年度韓国修学旅行助成事業として助成を受けたいので、同事業実施要項第3条の規定により、次のとおり申請します。

実施予定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
行 先	
利用児童生徒数	人
利用予定の 航 空 便	年 月 日 () 阿蘇くまもと空港発 便 年 月 日 () 阿蘇くまもと空港着 便

申請学校 担当者名		連絡先 電話番号	
--------------	--	-------------	--

※ 旅行行程表、利用者名簿を添付してください。

別記第2号様式(第4条関係)

令和2年度韓国修学旅行助成事業助成決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(学校名)

(代表者) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付で申請のあった令和2年度韓国修学旅行助成事業の助成金については、次のとおり決定しましたので、同事業実施要項第4条の規定により通知します。
なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	金 円
遵守事項	<p>(1) 助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。</p> <p>(2) 助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。</p> <p>(3) 事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。</p> <p>※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めることとなります。</p>

別記第3号様式(第5条関係)

令和2年度韓国修学旅行助成事業 変更・中止・取下げ 報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

申請者	住所	〒 -
	学校名	
	代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度韓国修学旅行助成事業について、下記のとおり計画を変更・中止・取下げしたいので、同事業実施要項第5条の規程により、関係書類を添えて報告します。

1 変更・中止・取下げの理由

--

2 変更内容

変更前	
変更後	

申請学校 担当者名		連絡先 電話番号	
--------------	--	-------------	--

※ 旅行行程表、利用者名簿を添付してください。

別記第4号様式(第5条関係)

令和2年度韓国修学旅行助成事業助成変更決定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

(学校名)

(代表者) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで報告のあった令和2年度韓国修学旅行助成事業の助成金については、次のとおり変更決定しましたので、同事業実施要項第5条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
遵守事項	(1) 助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。 (2) 助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。 (3) 事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。 ※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めることとなります。	

別記第5号様式（第6条関係）

令和2年度韓国修学旅行助成事業実績報告書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫様

学校名

代表者名

印

年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和2年度韓国修学旅行助成事業について実施しましたので、同事業実施要項第6条の規定により報告します。

実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
行 先	
利用児童生徒数	人
利 用 便	年 月 日 () 阿蘇くまもと空港発 便 年 月 日 () 阿蘇くまもと空港着 便

※ 旅行行程表、利用者名簿を添付してください。

別記第6号様式（第7条関係）

令和2年度韓国修学旅行助成事業助成金確定通知書

阿くま空振第 号
年 月 日

（学校名）

（代表者名） 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫

年 月 日付けで実績報告のあった令和2年度韓国修学旅行助成事業の助成金については、次のとおり確定しましたので、同事業実施要項第7条の規定により通知します。

助成確定額	金 円
実施期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
行 先	
利用児童生徒数	人
利 用 便	年 月 日（ ） 阿蘇くまもと空港発 便 年 月 日（ ） 阿蘇くまもと空港着 便

別記第7号様式（第8条関係）

令和2年度韓国修学旅行助成事業助成金請求書

年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島郁夫 様

申 請 者	住 所	〒 -
	学 校 名 代表者名	印
	電話番号	

年 月 日付け阿くま空振第 号で確定通知があった令和2年度韓国修学旅行助成事業助成金について、次のとおり交付されるよう同事業実施要項第8条の規定により請求します。

請 求 金 額		金 円
助 成 確 定 額		金 円
振 込 口 座	金融機関名	銀行 支店
	口 座 番 号	(普通・当座)
	(フリガナ) 名 義	

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付してください。